ペンディメタリンに係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての 意見・情報の募集結果について

- 1. 実施期間 令和3年2月17日~令和3年3月18日
- 2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
- 3. 提出状況 2 通
- 4. 頂いた意見・情報及びそれに対する食品安全委員会の回答

頂いた意見・情報※

食品安全委員会の回答

・ラットを用いた発がん性試験において、

【意見1】

- ・農薬取締法によれば、原則、人畜に被害 をもたらすおそれがある場合は、農薬登 録はできませんが、実態上は、適切な農 薬使用のもとであれば、安全係数 100 で 除しているので「被害のおそれはない」 として、ほぼ全部の申請農薬が登録を許 されてきています。省令で法の趣旨が損 なわれている典型的な事例とも言えま す。
- ・今回の案件でも、「影響は、主に肝臓及 び甲状腺に認められた」、「発がん性試 験において、ラットで甲状腺ろ胞細胞腫 瘍の増加が認められた」にもかかわらず、 「発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考 えがたく、評価に当たり閾値を設定する ことは可能であると考えられた」とする など、成分自体にリスクがあっても ADI は設定できるし、100 の安全係数を使っ た ADI なので、それ以下なら問題ないと 結論付けています。
- ・数百種類の農薬成分、数千種の農薬使用 が許されている我が国では、100 の安全 係数など吹っ飛ぶ状況ではないでしょう か?
- ・いつまでも、「複合影響の検証は、その 方法が確立されておらず・・・」などの 言い訳を使わずに、農薬取締法の趣旨に 立ち返り 100%の安全性が確認されるま では、農薬使用は禁止してください。

【意見2】

【回答1】

- 甲状腺ろ胞細胞腫瘍の増加が認められま したが、遺伝毒性試験の結果から生体に おいて問題となる遺伝毒性は認められな かったことから、当該腫瘍の発生機序は 遺伝毒性メカニズムによるものとは考え 難く、本剤の評価にあたり、閾値を設定 することは可能であると考えました。 本剤の評価においては、各試験で得られ た無毒性量を基に許容一日摂取量(ADI) を、単回経口投与等により生ずる可能性 のある毒性影響に対する無毒性量を基に 急性参照用量(ARfD)を設定しておりま す。食品安全委員会は、今回設定した ADI 及び ARfD に基づく適切なリスク管理措 置が実施されれば、本剤の食品を介した 安全性は担保されると考えています。
- ・複数の化合物へのばく露については、現 段階では、JMPR (FAO/WHO 合同残留 農薬専門家会議) や JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議)において、 複数の化合物へのばく露に対するリスク 評価手法について検討することとされて いることから、引き続き、最新の情報収 集に努めてまいります。
- ・農薬の登録に関するご意見は、リスク管 理に関するものと考えられることから、 農林水産省に情報提供いたします。

【回答2】

農薬取締法によれば、原則、人畜に被害を|食品安全委員会では、国民の健康の保護が もたらすおそれがある場合は、農薬登録は | 最も重要であるという基本的認識の下、科 禁止ですが、今回の農薬は完全な安全性は保証されていません。

法令違反となる為、登録から外して下さい。 そもそも、農薬の基準全体が OECD で最も 緩い我が日本。経済性や農薬、バイオ企業 の圧力よりも国民の命を最も大切な価値基 準として法律の制定を願います。 学的知見に基づき客観的かつ中立公正に、 食品を介した農薬の摂取による人の健康へ の影響について評価を行っています。

本剤の評価においては、各試験で得られた 無毒性量を基に ADI を、単回経口投与等に より生ずる可能性のある毒性影響に対する 無毒性量を基に ARfD を設定しており、食 品安全委員会は、今回設定した ADI 及び ARfD に基づく適切なリスク管理措置が実 施されれば、本剤の食品を介した安全性は 担保されると考えています。

農薬の登録に関するご意見は、リスク管理 に関するものと考えられることから、農林 水産省に情報提供いたします。

※頂いたものをそのまま掲載しています。